

(所得税法施行規則の一部改正)

第五条 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等)

第十八条 省略

2 令第六十一条第二項第五号ロ(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。)及び出資剰余金控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。)の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した金額とする。

別表第五(七)

令和 年分 配当等とみなす金額に関する支払調書(支払通知書)
(表部分の改正については省略)

備考

- 1 省略
- 2 この支払調書(支払通知書)の記載の要領は、次による。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 「1株又は出資1口当たりの資本金等の額から成る部分の金額」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 令第61条第2項第1号に掲げる合併 当該合併に係る同号に規定する被合併法人の同号に規定する資本金等の額を同号に規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額
 - (ロ)・(ハ) 省略

(金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等)

第十八条 同上

2 令第六十一条第二項第五号ロ(所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。)及び出資剰余金控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。)の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した金額とする。

別表第五(七)

令和 年分 配当等とみなす金額に関する支払調書(支払通知書)
(表部分の改正については省略)

備考

- 1 同左
- 2 同左
 - (1)・(2) 同左
 - (3) 「1株又は出資1口当たりの資本金等の額又は連結個別資本金等の額から成る部分の金額」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 令第61条第2項第1号に掲げる合併 当該合併に係る同号に規定する被合併法人の同号に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額を同号に規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額
 - (ロ)・(ハ) 同左

(二) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配を行つた法人の同号に規定する資本金等の額に同号に規定する割合を乗じて計算した金額を同号に規定する払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額

(ホ) 令第61条第2項第5号に掲げる出資等減少分配 当該出資等減少分配を行つた投資法人の同号に規定する分配対応資本金額等を当該投資法人の発行済みの投資口の総数で除して計算した金額

(ヘ) 令第61条第2項第6号に掲げる自己株式の取得等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) 令第61条第2項第6号イに規定する法人 当該法人の同号イに規定する資本金等の額を同号イに規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額（当該資本金等の額が零以下である場合には、零）

(ii) 省略

(4)～(14) 省略

3・4 省略

(二) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配を行つた法人の同号に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に同号に規定する割合を乗じて計算した金額を同号に規定する払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額

(ホ) 令第61条第2項第5号に掲げる出資等減少分配 当該出資等減少分配を行つた投資法人の同号に規定する分配対応資本金額を当該投資法人の発行済みの投資口の総数で除して計算した金額

(ヘ) 同 左

(i) 令第61条第2項第6号イに規定する法人 当該法人の同号イに規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額を同号イに規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額（当該資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には、零）

(ii) 同 左

(4)～(14) 同 左

3・4 同 左